

資料 8 今後の取組事項について

在籍型出向の更なる活用促進に向けた取組事項

- 雇用調整助成金については、令和4年12月以降特例措置の段階的な縮減を図るとされており、人材を有効に活用するためにも、休業から就業（出向）への在籍型出向を活用した移行を効果的に支援することにより、円滑な労働移動を一層促進していく必要がある。
 - **特に雇用調整助成金活用企業にターゲットを絞った個別の周知（支給決定通知書にリーフレットを同封する等）、送出ニーズの把握を再徹底する**
- 在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できることから、労働者のスキルアップの手段としての在籍型出向の活用促進を図る必要がある。
 - **新設されたスキルアップ支援コースについて、周知広報の取組を促進することとし、地域協議会により構築した連携体制も最大限活用しつつ、制度周知、事例の横展開、企業情報の収集などを行う**
 - **特に産業雇用安定センターとの更なる連携により活用促進を図る**